

処 分 基 準

平成16年 1 月28日作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第19条の14第1項
処 分 の 概 要：認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消し
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：古物営業法施行規則第19条の12、第19条の5第2号から第4号まで又は第6号（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）、第19条の6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準） 古物営業法第22条第4項、第3項（認定外国古物競りあっせん業者に対する報告徴収）
処 分 基 準：古物営業法施行規則第19条の14第1項各号に該当する場合に、認定を取り消すこととする。ただし、次のように認定外国古物競りあっせん業者に帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、速やかにこれを是正、回復等することができ、現にその是正、回復等をしようとしているとき等を除く。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の業務を行う役員が規則第19条の12において準用する規則第19条の5第2号から第4号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全総務課
備 考：